

質問への回答書

回答日：平成28年3月8日

件名：濱とも新規協賛店獲得・既存協賛店確認更新等業務委託について

No	項目	質問内容	回答
1	仕様書2ページ (1)のア	「すでに協賛している業種でも、本委託契約においては本市の判断により、獲得の対象外とする業種もあり、本市が不相当と判断したものについては適宜協議の上、対象外とします。」とあるが、これまでに不相当と判断された業種を具体的に教えてほしい。	「イ 募集対象外の業種及び優待内容」に記載のあるものと考えてください。
2	仕様書3ページ (1)のウ	「受託者は、各施設・店舗に直接赴き本事業を説明の上、本事業への参加交渉を行うなどをして協賛店を獲得すること。」とあるが、多忙などの理由で直接面談のできない場合は電話やメール、faxなどでの対応は可能か。	事業趣旨を協賛者にきちんと理解していただくことが必要であると考えているので、面談で交渉し協賛店を獲得してください。